



気候アクションWS

第4回

市民が参加できる

リーガルアクション

2023/2/28

気候ネットワーク 山本 元

法律を活用する

- 環境への悪影響が大きな事業に対して、どんなことができるでしょうか。法制度を活用し、問題解決や対話の場を作ることができます。
- 環境アセスメント(環境影響評価)…石炭火力問題から
- 情報開示請求…排出量分析、行政内における手続きの検証
- 公害調停…事業者と話し合い、公害防止措置を相手側に求める
- 裁判提起…究極の気候アクション 最も強力な手段として位置づけ

リーガルアクションって？

- 法律に基づく権利等を行行使することで、
問題把握や解決につなげていく法的行動
- 一方で、誰もが裁判等の強力な法的手段を行行使することは現実的ではない。地域レベルで実践できる、アクションについても確認し、着実に変化を促す手段を使うことを検討。

本日の流れ

- **世界で起こる気候変動に関するリーガルアクション**
一原 雅子さん(神戸の石炭火力活電を考える会、総合地球環境学研究所京都気候変動適応センター研究員)
- **日本の気候変動訴訟 神戸石炭訴訟からなにが見えてきたか**
杉田 峻介さん(神戸石炭訴訟弁護団/弁護士)
- **原告の声 裁判を通じて訴えたいこと**
今井 えりなさん(神戸石炭訴訟・原告)
- **地域におけるリーガルアクション 政策形成への市民参加**
鈴木 かずえさん(ゼロエミッションを実現する会)
- **質疑、意見交換**

参考：情報開示、裁判での事例

- 気候ネットワークが行っている情報開示請求
排出量分析を通じて、大規模事業所における対策の重要性、産業構造の抜本的転換の必要性を指摘。
<https://www.kiconet.org/press-release/2022-06-13/analysis-on-ghg-emissions-2018>
- 神戸石炭行政訴訟 準備書面14
環境アセスメントにおいて、環境省が経産省に意見内容を見せて、削除や修正に応じていた実態を明らかにした。
<https://kobeclimatecase.jp/wp-content/uploads/2020/11/kobe-gyousei-jyunbisyomen14.pdf>